

…黄色の網掛けは、R8.6.1で改定
…水色の網掛けは、R8.6.1から新設

訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和8年6月1日～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位						
種類	項目														
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1176 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日	39 単位		1,176	1月につき						
A2	2111	訪問型独自サービス11日割						39	1日につき						
A2	1211	訪問型独自サービス12						2,349	1月につき						
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		(2)1週に2回程度の場合 2349 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日	77 単位		77	1日につき						
A2	1321	訪問型独自サービス13						3,727	1月につき						
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		(3)1週に2回を超える程度の場合 3727 単位	日割の場合 ÷ 30.4 日	123 単位		123	1日につき						
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 ÷ 30.4 日	12 単位減算 日割の場合 30.4 日 1 単位減算		-12	1月につき						
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割						-1	1日につき						
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12						23 単位減算	-23	1月につき					
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割						日割の場合 30.4 日 1 単位減算	-1	1日につき					
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13						37 単位減算	-37	1月につき					
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割						日割の場合 30.4 日 1 単位減算	-1	1日につき					
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3 単位減算				-3	1回につき						
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22						(2)生活援助が中心である場合 ÷ 30.4 日		(一)所要時間 20分以上45分未満の場合 2 単位減算	-2				
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23								(二)所要時間 45分以上の場合 2 単位減算	-2				
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間						(3)短時間の身体介護が中心である場合 2 単位減算		-2					
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11						業務継続計画未策定減算		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 ÷ 30.4 日	12 単位減算 日割の場合 30.4 日 1 単位減算		-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割												-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12	23 単位減算	-23	1月につき										
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割	日割の場合 30.4 日 1 単位減算	-1	1日につき										
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13	37 単位減算	-37	1月につき										
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割	日割の場合 30.4 日 1 単位減算	-1	1日につき										
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3 単位減算				-3	1回につき						
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22						(2)生活援助が中心である場合 ÷ 30.4 日		(一)所要時間 20分以上45分未満の場合 2 単位減算	-2				
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23								(二)所要時間 45分以上の場合 2 単位減算	-2				
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間						(3)短時間の身体介護が中心である場合 2 単位減算		-2					
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 10% 減	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2								同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合				所定単位数の 15% 減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3					所定単位数の 12% 減算								
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算					所定単位数の 15% 加算							
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割						所定単位数の 15% 加算	1日につき						
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数						所定単位数の 15% 加算	1回につき						
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算					所定単位数の 10% 加算	1月につき						
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割						所定単位数の 10% 加算	1日につき						
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数						所定単位数の 10% 加算	1回につき						
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算					所定単位数の 5% 加算	1月につき						
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割						所定単位数の 5% 加算	1日につき						
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数						所定単位数の 5% 加算	1回につき						
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算 200 単位加算					200							
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算					(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	100						
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ						(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200						
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算 50 単位加算					50	1回につき						
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の 270/1000 加算		1月につき						
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2			(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の 287/1000 加算								
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の 249/1000 加算								
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の 266/1000 加算								
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 207/1000 加算								
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 170/1000 加算								